

交流人口増加を目指して

| 事業名           | 事業目的  | 対象者   | 補助基準・利用料など   | 事業開始(受付)時期                         | お問い合わせ   |
|---------------|---|---|--|------------------------------------|--|
| 出雲崎まるごとオーナー制度 | オーナー制度を利用したイベントで、町外者との交流やリピーターの確保により、本町の食のPRと農水産物の販路の拡大を図ります。また、オーナー制度拡充のため、新たな商品開発にも取り組みます。                    | 「美食街めぐり」「稲刈りツアー」に参加してもらう20組を4月に募集します。   | ・年会費2万円。<br>・1回目:6月下旬「美食街めぐり」+「梅の収穫」+「棚田見学」。<br>・2回目:9月下旬「汐風米刈取り」+「魚放流体験」<br>・オーナー特典(収穫した梅・米、出雲崎産鮮魚を贈呈)。<br>・宿泊補助あり。 | 平成28年度から実施。<br>※詳細は後日募集案内でお知らせします。 | 産業観光課<br>農林水産係<br>(☎78-2295)                           |
| 観光ルート構築事業     | 観光客から要望が多い、写真撮影ポイントを観光ルートの構築とともに、整備します。また、景観を阻害する支障枝の伐採、街並みに設置してある史跡看板、おもしろ看板のそれぞれ、統一性をもった整備を行います。              | —   | —  | 平成28年度から実施。                        | 産業観光課<br>商工観光係<br>(☎78-2291)                           |
| 妻入りの街並み景観活用事業 | 旧津又邸の改修整備を行い、その利活用と保存について、地域と共に関心を高め、次代に引き継ぐための検討を進めます。併せて景観形成重点地区における妻入りの街並みを改修・保存することで、交流人口の増加、海岸地区の活性化を図ります。 | 平成28年度以降、旧津又邸の改修を進め、具体的な活性化に向けた提案を行います。景観形成重点地区の50m~100mを特区とし、住宅修景の促進、空き家を活用した販売・休憩施設など「築市空間」整備のための支援事業を行います。 | —  | 平成28年度から実施。                        | 教育課<br>社会教育係<br>(☎78-2250)<br>建設課<br>管理係<br>(☎78-2296) |
| 新住宅団地分譲事業     | 町内に住宅を建築し定住される方に対して、低廉な価格で分譲し、定住促進を図ります。  | —   | —  | 平成28年度に造成し、平成29年度から分譲予定。           | 建設課<br>管理係<br>(☎78-2296)                               |

おも 住む人 来る人 想う人

みんなが まちを つなぐ人 繋ぐ人

そして 未来のまちを つくる人

総合計画におけるまちづくりの継続を  
実行するため、これからのまちへの想い  
に「つなぐ 繋ぐ 創る」をキーワードとして  
重点施策の推進を図ります。

出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略

日本全体で少子高齢化が急速に進む中、地方では若者の流出による働き手・担い手の不足、人口の減少による地域の衰退が問題視されています。

本町においても、全国的な課題と同様に、人口減少、少子高齢化、大都市圏への人口流出など、過疎地域として、多くの課題を抱えています。

このような様々な課題に立ち向かい、安心して暮らし続けられるまちを未来に繋ぐために出雲崎町まち・ひと・しごと総合戦略を策定しました。その具体的な施策についてご紹介します。

詳しい事業内容等は、4月以降に、順次お示ししますが、事前のご相談もお受けしますので、それぞれを所管する課へ気軽にお問い合わせください。

戦略事業の概要をお示しします。

定住人口増加を目指して

| 事業名         | 事業目的   | 対象者  | 補助基準・利用料など  | 事業開始(受付)時期  | お問い合わせ                       |
|-------------|--|--|---|---|------------------------------|
| 妊産婦医療費助成事業  | 妊産婦の医療費の全額助成を行い、安心して子どもを産み、育てる環境の向上を図ります。(受診・入院時の一部負担も無料になります)               | 町内在住の妊産婦。(母子健康手帳の交付を受けた日の翌月から、出産した月の翌々月までの期間が対象) | ・医療費の保険診療自己負担額を全額助成。(償還払い)<br>高額療養費、附加給付があった場合、その額を控除した額を支給。保険適用外を除く。<br>・所得制限なし。 | 平成28年4月受診分から開始。<br>・母子健康手帳交付時に手続きします。<br>※詳細は4月中にお知らせします。 | 保健福祉課<br>保険健康係<br>(☎78-2293) |
| 妊産婦産前産後ケア事業 | 助産師による妊娠・出産・育児・発育などに関する相談窓口を開設します。当面は、ふれあいの里で実施します。子育て支援センター開設後は、センター内に移ります。 | 町内在住の妊産婦など。                                      | 利用料:無料。   | 平成28年4月から実施。<br>※詳細は4月中にお知らせします。                          | 気軽に保健師にご相談ください。              |
| 高校生通学費助成事業  | 高等学校に通学する生徒の通学費を助成します。   | 町内在住の高校生の保護者。                                    | 公共交通機関(電車・バス)の定期代金の30%補助。   | 平成28年4月から実施。<br>※詳細は4月中にお知らせします。                          | 教育課<br>庶務学校教育係<br>(☎78-2250) |

| 事業名                    | 事業目的  | 対象者   | 補助基準・利用料など   | 事業開始(受付)時期   | お問い合わせ                   |
|------------------------|---|---|--|--|--------------------------|
| まち恋お見合い婚活応援事業          | 個人を対象にした年5回までのお見合いの場を、結婚相談所を介して提供します。相談所には交際アドバイス担当を置き、お見合い後の交際支援を行います。この「お見合いシステム」への加入・利用に対する補助を行います。また、継続する集団婚活との併用も可能です。 | ・町内在住20代～50代男女。<br>・本気で出逢いを求める町内在住の单身男女で、結婚後も本町内に住むことを希望する者。  | ・入会費1万円/年<br>・年会費:全額町負担。<br>・お見合い料(年5回程度):男性は初回町負担、2回目以降は1回につき5千円負担。女性は全額町負担。<br>・交際アドバイス料(交際相談料)町負担。(結婚アドバイザーとの面談方式)<br>※成婚料(10万円程度)は個人負担。                            | 平成28年度から実施。<br>※詳細は4月中にお知らせします。  | 総務課<br>企画係<br>(☎78-2290) |
| 新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援事業 | 本町の定住人口の維持を目的として、定住のために住宅の取得(新築・購入)または既存住宅のリフォームをする若者・U I ターン者に、加算方式により補助を行います。   | ①町内の子育て・若年世帯で、今後も町に住み続けるため住宅を取得し、または住んでいる住宅をリフォームする者。<br>②U I ターンするために住宅を取得し、または空き家住宅をリフォームする者。<br>※子育て・若年世帯…中学生以下の子がいるか、40歳未満(夫婦の場合は両方)の者。 | 補助金額は工事費・購入費の1/2とし、下記の基本額と加算額を合計し、上限120万円とします。<br>【基本額】<br>・50万円<br>【加算項目】<br>・子育て・若年50万円<br>・同居・近居20万円<br>・転入者20万円<br>※同居・近居…お住まいの集落、または親と同じ集落内で住宅を取得・リフォームすることをいいます。 | 平成28年度から実施。<br>※詳細は4月中にお知らせしますが、この制度は着手前の事前の申し出が必要になりますので、近々に新築・リフォームの予定の方は、3月中でも、早めにお問い合わせください。 | 建設課<br>管理係<br>(☎78-2296) |
| 新生活空き家住まい減税事業          | 空き家を取得した者または家を貸した者(家屋所有者)に対して、固定資産税(家屋分)を減免することにより、空き家の利活用促進および定住人口の増加を図ります。  | ①定住目的で空き家を取得した町外からの転入者。<br>②町民で世帯員の一部が空き家を取得し引き続き居住する転居者。<br>③定住目的の転入者に空き家を貸した家屋所有者。<br>④町民で世帯員の一部が引き続き町内に居住するため、空き家を貸した家屋所有者。              | 地方税法で定める基準などにより算定される固定資産税額の1/2に相当する額を減額。   | 平成28年度から実施。<br>※詳細は4月中にお知らせします。  | 町民課<br>税務係<br>(☎78-2292) |

| 事業名                        | 事業目的   | 対象者   | 補助基準・利用料など  | 事業開始(受付)時期  | お問い合わせ   |
|----------------------------|--|---|---|---|--|
| ふるさと就職支援事業                 | 本町在住の新規学卒者の通勤や、日常生活の支援を行い、若者の定住や就職を促進することを目的とします。  | 平成26年度以降の卒業者で本町に在住し、町内または、通勤可能な事業所に就職した者または家業を継いだ者。 | 申請した月から、1か月につき1万円の商品券(町内店舗限定)を最長5年間交付。<br>※町内小売販売店、ガソリンスタンドなど町が指定した店舗に限定。<br>※平成26年度卒業による新規就職者は最長4年間交付。   | 平成28年4月から実施。<br>※詳細は4月中にお知らせします。  | 町民課<br>町民係<br>(☎78-2294)                                     |
| 一体型放課後児童クラブ & 放課後子ども教室開設事業 | 小学校の余裕教室などを活用し、就労などにより昼間保護者のいない児童を対象に、放課後の安全・安心な居場所を確保します。また、放課後子ども教室では、小学校全児童を対象に多様な体験・活動の機会の拡大、学習支援の充実を図ります。 | 小学校就学全児童。   | 利用料は無料。   | 放課後児童クラブは平成28年度中に小学校に移動し、平成29年度を目標に小学校での一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の運営を目指します。<br>※詳細は準備が出来次第にお知らせします。 | 保健福祉課<br>福祉係<br>(☎78-2293)<br><br>教育課<br>社会教育係<br>(☎78-2250) |
| 次代を担う人づくり奨学金給付事業           | 本町に定住する意欲があり、進学を強く望む者に、奨学金を給付し、町の次代を担う若者の定住を促すことを目的とします。   | 大学、短期大学、専修学校(修業年限が2年以上の専門課程)に入学を希望する者。              | 【主な応募資格】<br>・申請時に扶養者が県内に6か月以上居住。<br>・学業成績、就学意欲などの確認。<br>・卒業後、本町に定住する意思のあること。<br>・所得制限なし。<br>【返済の免除】<br>・借入期間の2倍超の居住で全額返済免除。(4年制⇒8年居住で全額免除)<br>【奨学金の額】<br>・月額5万円。(年間60万円、4年間240万円) | 平成29年度から給付開始。<br>平成28年度後半に、貸与型給付金と同時に募集を行います。<br>※詳細は、準備が出来次第にお知らせします。                          | 教育課<br>庶務学校教育係<br>(☎78-2250)                                 |
| 子育て支援センター開設運営事業            | 子育て支援センターを建設し、妊娠・出産・育児から学校教育までの継続的な支援体制を整備します。   | 町内在住者。  | 利用料は無料。   | 平成28年度から体制の整備を進め、平成30年度を目標にセンターを建設し、開設を目指します。子ども発達支援事業は、平成28年度から開始します。<br>※詳細は、準備が出来次第にお知らせします。 | 保健福祉課<br>福祉係<br>(☎78-2293)                                   |